

はじめに

我が国においては、「障害者の権利に関する条約（以下「障害者権利条約」という。）」に掲げられている教育の理念の実現に向けて、特別支援教育が推進されている。近年、特別支援教育に関する理解や認識の高まり等により、通常の学級で学んでいる発達障害の可能性のある子供を含む障害のある子供が増えてきている。

本研究期間である令和4年には、文部科学省による「通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査」が、平成14年、平成24年に続き実施された。また、令和4年6月から令和5年3月にかけて、同省による「通常の学級に在籍する障害のある児童生徒への支援の在り方に関する検討会議」が開催されるなど、通常の学級における特別支援教育の充実に向けた検討が行われている。

通常の学級における指導や支援については、これまでも学習環境にも配慮した「集団における指導」や、特性や困難さに応じた「個別的な指導」の両面からの支援の充実が求められてきた。また、「わかりやすい授業」としての授業のユニバーサルデザインや、「互いに認め合い、支え合える学級集団」としての支持的な風土の醸成、「安心して意見が出せる雰囲気」としての心理的安全性の確保といった、学びに向かう集団を形成する取組が重要視されてきた。

教科指導上の配慮については、これまでに小学校・中学校（平成29年改訂）・高等学校（平成30年改訂）学習指導要領解説各教科編（以下、「平成29・30年改訂学習指導要領各教科編」という。）において、学習活動を行う場合に生じる「困難さ」に対する「指導の工夫の意図」「手立て」を明確にすることの重要性が示された。さらに、令和3年の中央教育審議会答申「令和の日本型学校教育」の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～」においては、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実という観点から授業改善の重要性が示された。

本研究では、特別な教育的ニーズのある子供に焦点を当てながら教科指導を整理し、通常の学級に在籍する「多様な教育的ニーズのある子供の教科指導上の配慮（以下、「教科指導上の配慮」という。）」の考え方や、個に応じた配慮の例を資料として提案する。また、通常の学級における個と集団を意識した環境づくりや、子供の思いや願いを踏まえた実践を紹介する。本研究は、小学校・中学校・高等学校等の通常の学級における教科指導の充実や、子供への支援の充実を促すと共に、インクルーシブ教育システムの構築・充実に資することを期待する。

研究代表者 発達障害教育推進センター 総括研究員 井上 秀和